

上士幌町事業承継支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者の円滑な事業承継を図り、町内経済の発展及び活性化に資するため、予算の範囲内において上士幌町事業承継支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、上士幌町補助金等交付規則（昭和50年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、町内に住所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（個人事業者を含む）で、事業承継を行うものとする。

2 補助対象者は、町税等の滞納をしないこと。

3 補助対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、当該年度内に完了する事業とし、当該事業に係る事業内容、対象経費及び補助金額等は別表に定めるとおりとする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助の対象としない。

(1) 宗教又は政治活動を目的とする事業

(2) 法令、条例等に反する事業

(3) 公の秩序又は善良な風俗を害する事業

(事業実施計画及び審査)

第5条 事業を実施しようとする中小企業者（個人事業者を含む）は、事業承継承認申請書（別記1号様式）に、事業承継計画書（別記2号様式）及び関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、効果的な事業の実施を図るため、上士幌町事業承継支援事業補助審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、提出された事業計画を審査する。

3 審査委員会は、副町長、商工観光課長、農林課長、総務課長、企画財政課長、商工会により構成する。

4 審査委員会に会長を置き、副町長をもって充てる。

5 町長は、審査委員会の意見を聴いて対象事業を決定し、事業承継承認通知書（別記3号様式）を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 事業承継の承認を得た中小企業者（個人事業者を含む）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書に關係書類を添えて申請するものとする。

2 過去にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、再度の申請はできないものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理した時は、その内容を審査し、適正と認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及び必要な条件を付して通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、補助事業等実績報告書を受理したときは、当該資料の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、補助事業に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、町長は、事業執行のため必要があると認めたときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金等概算払申請書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、補助金等概算払申請書を受理したときは、その内容を審査し概算払いの必要があると認めたときは、当該概算払いの決定をし、通知するものとする。

(決定の取消し等)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又はその一部を取り消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 対象事業を中止したとき

(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき

(3) その他の不正の行為があったとき

(帳簿の整備)

第12条 補助事業者は、対象事業の経理を明確にするため当該事業に係る収支を記載した帳簿を設け、かつその証拠となる書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保存しなければならない。

(事業承継進捗報告書)

第13条 補助事業者は、年に1回以上商工会に事業承継進捗報告書(別記4号様式)を提出して経営指導を受けなければならない。

2 商工会は、補助事業者に経営指導を行った場合は、その経営状況を町に報告しなければ

ならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、上士幌町補助金等交付規則（昭和50年規則第7号）に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りにその効力を失う。